

入札説明書

文書室郵便料金計器賃貸借に係る一般競争入札については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 公告日

令和7年6月10日（火）

2 一般競争入札に付する事項

- （1）件 名 文書室郵便料金計器賃貸借契約
- （2）賃貸借契約期間 令和7年8月1日から令和13年7月31日までの長期継続契約とする。
その他借入物品及び数量、納入場所及び納入期限等については、別添「仕様書」のとおりとする。

3 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県総務部県政情報課文書班
〒870-8501 大分県大分市大手町3丁目1番1号
電話番号 097-506-2266 FAX 097-506-1713

4 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）上に令和7年7月3日（木）午前10時00分までこの入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。

5 電子入札システムの利用

本案件は、電子入札システムで行う。また、当該入札に係る事項は、この入札説明書に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、以下の15（2）②に掲げる「紙入札（見積）参加届出書」を提出し、承認を受けた上で、入札書を10に掲げる提出場所及び提出期限までに提出すること。

6 入札参加条件

次に掲げる全ての要件を満たしている者に限り入札参加を認める。

- （1）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- （2）大分県が発注する物品等の調達、支払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格（リース・賃貸借）を取得した者であること。
- （3）電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。又は、事前に「紙入札（見積）参加届出書」を2部提出し、承認を受けた者であること。
- （4）この公告の日から開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、支払い及び役務の提供に係る競争入札参加資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- （5）自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用・使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者

カ 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者

キ 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者

ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (6) 別添「仕様書」の1の(1)における参考機種以外の同等品で入札を行おうとする者については、令和7年6月24日（火）午後5時00分までに「同等品認定申請書」（様式1）を上記3に掲げる契約事務担当部局に提出し、大分県知事の承認を受けた者であること。

7 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

(1) 使用言語 日本語

(2) 通貨 日本国通貨

8 電子入札システムによる入札参加申請期限

令和7年7月1日（火）午後5時00分まで

9 電子入札システムによる入札金額の入力期限

令和7年7月3日（木）午前10時00分まで

10 紙による入札参加を希望する場合の入札書の提出場所及び提出期限

(1) 提出場所 大分県総務部県政情報課文書班

(2) 提出期限 令和7年7月3日（木）午前10時までに必着

11 電子入札システムによる開札

開札予定日時 令和7年7月3日（木）午前11時00分頃

12 再入札

開札した場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再入札を行う。この場合において、再入札については、金額の入力期限、開札日時及び最低入札価格を電子入札システムにより通知する。

13 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号。以下「規則」という。）の規定を適用するので、この点を了承の上、入札に参加すること。

14 入札保証金に関する事項

規則第20条第3項第2号の規定により免除とする。

15 入札参加時の注意点

- (1) 入札には、上記6の(2)に掲げる資格の審査申請及び登録事項の変更届の手続を経て、入札の参加、契約の締結及び業務の履行、代金の請求及び受領等並びにこれらに附帯する一切の事項の権限を有する者として登録をうけた者が参加することを原則とする。

- (2) 本入札に参加するには、次のいずれかの条件を満たしている必要があること。

① 電子入札システムによる入札参加の場合、電子入札システムによる事前の入札参加申請を行い、入札参加について承認を得ていること。

② 紙による入札参加の場合、事前に「紙入札（見積）参加届出書」を令和7年7月1日（火）午後5時まで（必着）に上記3に掲げる契約事務担当部局に2部提出し、承認を受けること。

- (3) 入札金額は、月額賃借料とする。見積りに当たっては72か月賃借料率で計算し、別添「仕様書」に

定める内容に対する一切の諸経費を含めた額を記載すること。

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

なお、上記入札書に記載する金額（単価）は、整数であること。

16 入札の無効

規則第 27 条に規定する事項のほか、入札に関する条件に違反した入札は無効とする。なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

17 最低制限価格に関する事項

設定しない。

18 落札者の決定方法

- (1) 有効な入札で、予定価格の範囲内の価格で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が 2 人以上あるときは、電子入札システムにおいて、電子くじによる落札者決定を行う。
- (3) 再入札は 2 回までとし、再入札の結果落札者が決定しない場合は、随意契約に移行し又は手続を改めることとする。

19 契約保証金に関する事項

- (1) 落札者は、契約担当者が指定する日時（落札決定の日から 7 日以内）までに、入札書に記載された落札金額に 12 を乗じて得た額に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額の 100 分の 10 以上の金額を納付すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の納付が免除される。

ア 保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。

イ 過去 2 年間に国（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人及び国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人を含む。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人を含む。）と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結するとともに、これらを全て誠実に履行し、かつ、将来契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (2) 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付する。

20 契約書の作成

落札者決定通知の日から 7 日以内に、県が作成する様式による契約書に必要事項を記載し、記名押印の上、提出すること。

21 その他

- (1) 天災その他やむを得ない事情により公正な入札が行われないと認められるとき、又は入札に参加する者が入札に関する条件に違反したときは、当該入札を延期し若しくは取り消し、又は開札を延期することがある。
- (2) この説明書及びこれに添付した書類に対する質疑がある場合は、質問票（様式 2）により提出すること。
- ア 受付期間 令和 7 年 6 月 11 日（水）から同月 24 日（火）（土曜日及び日曜日を除く。）までの午前 9 時 00 分から午後 5 時 00 分まで
- イ 提出場所 上記 3 に掲げる契約事務担当部局に持参、郵送（必着）又は F A X で行うこと。
- ウ 質問書の提出があった場合においては、質問及び回答を大分県ホームページに掲載する。